

## 弔慰金の取り扱い

### □支出側の税務

役員や従業員が、在職中に死亡した場合には、その遺族に対して、退職金とは別に弔慰金等が支給されることがあります。

弔慰金（葬祭料や花輪料などの名目で支給されるものも含む）を支出した法人の側においては、その弔慰金が適正妥当な金額であれば、福利厚生費として全額を損金の額に算入することができます。

弔慰金の額が適正妥当な金額を超える場合には、その部分は、退職給与としての取り扱いとなります。支給の対象となるのが従業員の場合には、退職給与として全額を損金の額に算入することができますが、支給の対象となるのが役員の場合には、過大役員退職給与として損金算入が認められないことがありますので、注意が必要です。

### □受領側の税務

退職金とは別に遺族に支給される弔慰金（葬祭料や花輪料などの名目で支給されるものも含む）については、実質的に退職手当金等に該当すると認められるものを除き、次に掲げる金額を弔慰金等に相当する金額として取り扱い、課税対象とされません。

当該金額を超える部分の金額があるときは、その超える部分に相当する金額は退職手当金等に該当するものとして取り扱うものとされています。

#### ① 業務上の死亡の場合

会社から受ける弔慰金のうち、その人の死亡当時の賞与以外の普通給与（俸給、給料、賃金、扶養手当、勤務地手当、特殊勤務地手当等の合計額）の3年分

#### ② 業務外の死亡の場合

会社から受ける弔慰金のうち、その人の死亡当時の賞与以外の普通給与の半年分

### □業務上・業務外の判断

死亡原因が、業務上のものなのか、業務外の



○船の名前は海神丸、氷川丸のように、丸がつくものが多い。古くは室町時代の義経記に「月丸という大船に」という記述もある。船名の丸の由来の有力説は、昔は柿本人麻呂、阿倍仲麻呂など、人名に麻呂（麿）がよく使われた。その「まろ」がいつしか「丸」になり、牛若丸など幼名に用いられ、さらには楽器や武具の愛称、船名にも使われるようになった。



ものなのかについて、相続税法基本通達では、「業務」とは、当該被相続人に遂行すべきものとして割り当てられた仕事をいい、「業務上の死亡」とは、直接業務に基因する死亡又は業務と相当因果関係があると認められる死亡をいう、としています。

### □取引相場のない株式の評価

話は飛びますが、取引相場のない株式の評価において、課税時期における1株当たりの純資産価額の計算を行う場合には、課税時期において確定している債務でないものについては、負債として取り扱うことはできません。

退職手当金等についても、また、弔慰金についても、課税時期において確定している債務ではありませんが、退職手当金等については、相続税法により相続又は遺贈により取得したものとみなされ、相続税の課税価格に算入されて課税対象とされます。このため、株式の評価における純資産価額の計算において、負債として計上しないと相続税の二重課税の問題が生じるため、負債に含まれるものとして取り扱われています。

これに対して、弔慰金については、相続財産とはされず、二重課税の問題は生じないため、負債に計上することはできません。